

議案第 47 号

北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正
について

北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を次のように
改正する。

平成 26 年 9 月 2 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正す
る条例

北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成 4 年条例第 2
8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の
促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に
関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

議案第47号参考資料

北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(3)～(7) 略</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(3)～(7) 略</p>